

令和8年2月2日提出

令和8年3月市議会定例会議案

(その2 議案第10号から議案第33号まで)

木更津市

令和8年3月市議会定例会議案目録（その2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第10号	令和8年度木更津市一般会計予算	財務部	別冊
議案第11号	令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算	健康づくり部	別冊
議案第12号	令和8年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算	健康づくり部	別冊
議案第13号	令和8年度木更津市介護保険特別会計予算	福祉部	別冊
議案第14号	令和8年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算	経済部	別冊
議案第15号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	1
議案第16号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	2
議案第17号	市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部	3
議案第18号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	12
議案第19号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	14
議案第20号	木更津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	16
議案第21号	木更津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	17
議案第22号	木更津市遺児福祉基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来部	19
議案第23号	木更津市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	こども未来部	20

議案第24号	木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について	経済部	21
議案第25号	木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経済部	22
議案第26号	木更津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	23
議案第27号	木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	24
議案第28号	木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	27
議案第29号	木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防本部	29
議案第30号	権利（債権）の放棄について	福祉部	31
議案第31号	権利（債権）の放棄について	都市整備部	32
議案第32号	権利（債権）の放棄について	都市整備部	33
議案第33号	令和8年度木更津市下水道事業会計予算	都市整備部	別冊

議案第15号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□	北 岡 由 佳	□□□□□□□□□□□□

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員安田正幸氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、北岡由佳氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 16 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条

第 1 項の規定によるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の項事務の種類の欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、同項手数料の名称の欄中「建築される」を「建築又は更新される」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 17 号

市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例等の一部を改正する条例の制定について

市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

(市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例の一部改正)

第 1 条 市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例（昭和 31 年木更津市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、車賃、宿泊料、食卓料」を「、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に、「市職員 2 級相当額とする」を「一般職の職員の例による」に改め、同項ただし書中「1, 100 円」を「300 円」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「、車賃、宿泊料、食卓料、支度料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に、「別表のとおりとする」を「一般職の職員の例による」に改め、同項ただし書中「、船賃及び航空賃」を「及び船賃」に改める。

別表を削る。

(木更津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 木更津市職員等の旅費に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 4 号中「若しくはその扶養親族又は」を「又はそ

の」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号中「扶養親族」を「家族」に改め、「配偶者（」の次に「婚姻の」を加え、「しない」を「していない」に、「主として職員の収入によつて」を「職員と」に、「維持している」を「一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「金額があるときは、当該」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「においては」を「で、前項の規定に該当する場合には」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第4項本文中「これを変更し、若しくは取り消す」を「その変更をする」に、「当該旅行について必要な事項を記載し、これを」を「規則で定める事項

の記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示して」を「通知して」に改め、同項ただし書中「これを提示するいとまがない場合又は旅費の伴わない本市の地域内旅行の場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない」に、「当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければ」を「当該事項の記載又は記録をしなければ」に改め、同条第5項を削る。

第6条の見出し中「種類」を「種目及び内容」に改め、同条第1項中「、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び死亡手当とする」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、死亡手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これら的内容については第12条から第22条までの規定の定めるところによる」に改め、同条第2項から第13項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出として「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第12条から第22条までの規定に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「よつて旅行し難い」を「より旅行し難い」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条から第10条まで 削除

第11条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に、「その旅費」を「、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の」を「支給又は」に改め、同条第4項中「添付書類の種類」を「資料の種類」に、「及び様式」を「又は記録事項」に改める。

第12条から第20条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する

鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（次のア又はイに掲げる職員（以下「行政職給料表の8級の職員等」という。）に限る。）

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

イ アに掲げるもののほか、その職務と責任がアに掲げる職員に相当するものとして市長が定める職員

- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（行政職給料表の8級の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（行政職給料表の8級の職員等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（行政職給料表の8級の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自

転車をいう。) であつて、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき37円とする。

- 3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。
- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。第22条第1項第1号において同じ。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費は、旅行中の通信による連絡に要する費用とし、その額は、1日につき300円とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額とする。

(転居費)

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第27条を第31条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第30条 支払事務担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、
支払事務担当者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又
は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第26条を第29条とする。

第25条第1項中「公用の交通機関等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給
を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「、又は当該」を「又は」に改め、同条を第
28条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部
分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条
第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定に
より計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいづれか少ない額を合計した額
とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、当該各
種目について第7条、第16条、第17条、第20条から第22条第1項までの規定により
計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目とのいづれか少ない額を合計した額とす
る。

第24条を第26条とする。

第23条第1項を次のように改める。

第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて
規則で定めるものとする。

第23条第2項及び第3項を削り、同条を第25条とする。

第22条中「次の各号に規定する旅費」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退
職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第1号
及び第2号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費
に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとす
る。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第22条を第24条とする。

第21条第2号中「別表第1の宿泊料定額」を「宿泊費基準額」に改め、同条を第23条とする。

第20条の次に次の2条を加える。

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出頭又は参加から適用し、同日前の出頭又は参加については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定

は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定による改正後の木更津市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 5 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第30条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

提案理由

旅費の支給について実態に即した支給を行うため、及び事務の簡素化を図るため、関係条例の整理をしようとするものである。

議案第18号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表木更津市介護保険運営協議会の項中「及び木更津市介護保険事業計画の見直し」を「、木更津市介護保険事業計画及び木更津市認知症施策推進計画の策定及び推進」に改め、同表木更津市障害福祉計画策定委員会の項中「木更津市障害福祉計画策定委員会」を「きさらづ障がい者プラン策定委員会」に、「木更津市障害福祉計画の策定及び木更津市障害者対策長期計画の見直し」を「木更津市障害者計画、木更津市障害福祉計画及び木更津市障害児福祉計画の策定」に、「福祉関係団体を代表する者」を「障がい福祉の推進のため必要と認められる者」に改め、「1年」の次に「以内」を加え、同表木更津市子ども・子育て会議の項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に、「及び木更津市次世代育成支援行動計画」を「、木更津市子ども・子育て支援事業計画及び木更津市こども計画」に、「調査し、及び審議し」を「調査審議し」に改め、「こと」の次に「並びにこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項のこども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと」を加え、同表に次のように加える。

木更津市地域 協働推進協議 会	協働による地域づくりの推進について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 その他協働の地域づくりの推進のため必要と認められる者	22人以内	2年
-----------------------	---	-------------------	---	-------	----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

木更津市介護保険運営協議会、木更津市障害福祉計画策定委員会及び木更津市子ども・子育て会議の担任する事務等の内容を改めるため、並びに木更津市地域協働推進協議会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第19号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺芳邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、車賃、宿泊料、食卓料、支度料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に改める。

別表第3報酬額の欄中「113,000」を「125,000」に、「77,500」を「85,000」に改め、同表就学指導専門医の項の次に次のように加える。

木更津市いじめ調査委員会委員	日	25,000
----------------	---	--------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び木更津市いじめ調査委員会委員の報酬額を引き上げるため、並びに費用弁償の支給について実態に即した支給を行うため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第20号

木更津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市職員定数条例の一部を改正する条例

木更津市職員定数条例（昭和58年木更津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8人」を「9人」に改め、同条第2号中「716人」を「767人」に改め、同条第3号中「4人」を「5人」に改め、同条第4号中「5人」を「6人」に改め、同条第5号中「135人」を「95人」に改め、同条第6号中「7人」を「8人」に改め、同条第7号中「195人」を「205人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織の改編に伴い職員配置を見直すとともに、安定した行政運営を遂行する職員体制を確保するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第21号

木更津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市行政手続条例の一部を改正する条例

木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条並びに第13条第1項及び第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「前項ただし書き」を「前項ただし書」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「当該掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、当該掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同

条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木更津市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第22号

木更津市遺児福祉基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市遺児福祉基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市遺児福祉基金に関する条例の一部を改正する条例

木更津市遺児福祉基金に関する条例（昭和61年木更津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表支給月額の欄中「5,000円」を「6,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に、「7,000円」を「8,000円」に、「8,000円」を「9,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の月に係る遺児手当の支給月額については、なお従前の例による。

提案理由

遺児手当の額を引き上げることにより、遺児の健全な育成と福祉の増進を図るために、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第23号

木更津市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺芳邦

木更津市条例第 号

木更津市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

木更津市保育士修学資金貸付条例（令和4年木更津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「以内」を「を経過した日の属する月の翌月の末日までの期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の木更津市保育士修学資金貸付条例第10条の規定は、令和7年度以後に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者について適用し、同年度前に指定保育士養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

提案理由

貸し付けた修学資金の返還を免除する条件である指定保育士養成施設を卒業してから保育士として雇用されるまでの期間を延長することにより、将来市内に所在する保育所等において保育士として勤務しようとする者への支援を拡充するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 24 号

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

木更津市公設地方卸売市場条例（昭和 47 年木更津市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条の次に次の 1 条を加える。

（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）

第 41 条の 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例

木更津市産業立地促進条例（平成 20 年木更津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本条例の有効期限の延長をするため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 26 号

木更津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市都市公園条例の一部を改正する条例

木更津市都市公園条例（昭和 41 年木更津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 都市公園占用料の項に次のように加える。

法第 7 条第 2 項の保育所その他の社会福祉施設（政令第 12 条第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げるものに限る。）	1 平方メートル 1 月につき	市長が評定した土地の価格に 1,000 分の 3 を乗じて得た額
--	-----------------	----------------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

都市公園内に都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 12 条第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げる社会福祉施設を設けて都市公園を占用しようとするときの占用料を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 27 号

木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 11 年木更津市条例第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条の表木更津市金田駐車場の項中

「

第一駐車場	木更津市瓜倉字鯨 62 番 1、62 番 2、63 番 1、63 番 2、64 番 1、64 番 2、80 番の一部、217 番 2 の一部、218 番 1、 218 番 2、219 番
-------	---

を

」

「

第一駐車場 A	木更津市瓜倉字鯨 217 番 1 の一部、217 番 2 の一部、218 番 1 の一部、218 番 2 の一部、219 番の一部、220 番 1 の一部 、220 番 2 の一部、瓜倉字中宿 223 番 2 の一部
第一駐車場 B	木更津市瓜倉字鯨 56 番 3 の一部、62 番 1、62 番 2 の一部、6 3 番 1、63 番 2 の一部、64 番 1、64 番 2 の一部、65 番 1 の 一部

に改め

」

る。

別表普通駐車料金（第一駐車場）の項中「普通駐車料金（第一駐車場）」を「普通駐車料金
(第一駐車場 A)」に改め、同項の次に次のように加える。

普通駐車料金（第一駐車場 B）	1 回の駐車につき 24 時間当たり	500 円
-----------------	--------------------	-------

別表定期駐車料金（第一駐車場・第二駐車場共通）の項中「定期駐車料金（第一駐車場・第
二駐車場共通）」を「定期駐車料金（第一駐車場 A・第一駐車場 B・第二駐車場共通）」に改

める。

第2条 木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表定期駐車料金（第一駐車場A・第一駐車場B・第二駐車場共通）の項中「4, 000円」を「6, 000円」に改め、同項の次に次のように加える。

定期駐車料金（第一駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	5, 000円
------------------------	----------	---------

別表定期駐車料金（第二駐車場専用）の項中「3, 000円」を「4, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年4月1日（以下「第1条施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する第一駐車場に駐車し、第1条施行日以後も当該駐車場に駐車する自動車については、第1条の規定による改正後の木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「第1条新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に納入されている第1条施行日以後の利用に係る旧条例の規定による定期駐車料金（第一駐車場・第二駐車場共通）については、第1条施行日以後、第1条新条例の規定による定期駐車料金（第一駐車場A・第一駐車場B・第二駐車場共通）とみなし、当該駐車料金による木更津市金田駐車場の利用をすることができる。

(適用区分)

4 第2条の規定による改正後の木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の規定による令和8年10月1日以後の利用に係る定期駐車料金（第一駐車場A・第一駐車場B・第二駐車場共通）及び定期駐車料金（第二駐車場）については、同日以後に納入される駐車料金に適用し、同日前に納入される駐車料金については、なお従前の例による。

提案理由

木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業の進展に伴い、木更津市金田駐車場の第一駐車場が2つに分割されその位置に変更が生じたため、及び駐車料金を改定するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 28 号

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例
木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例（平成 13 年木更津市条例
第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(6) 既存集落内において、線引きの日前より地目が宅地として公示されている土地又はこれと
同視することが相当と認められる特段の事情が存する土地に、生活の本拠として自己の居住
の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、開発区域の面積が
500 平方メートル以下のもの

(7) 市街化調整区域において、用途が法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する農業、林業若しくは
漁業を営む者の居住の用に供する建築物又は法第 34 条第 12 号から第 14 号までの規定に
該当し、同条の規定により許可された自己の居住の用に供する住宅若しくは事務所、店舗そ
の他これらに類する用途を兼ねる住宅であるもの（建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2
第 1 項の規定により建築の確認を受けて建築されたものに限る。以下これらを「既存建築物」
という。）の用途の変更（用途の変更に伴う増築又は改築を含む。）のうち、当該既存建築
物が建築された日から 10 年以上経過しているものであって、当該既存建築物の敷地を変更
せず、用途を自己の居住の用に供するための専用住宅に変更することを目的とする開発行為

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

開発行為が制限されている市街化調整区域において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第12号の規定に基づき開発行為が行える要件を追加することにより、開発区域の周辺における市街化の抑制を図りつつ市街化調整区域に存する集落の維持を図るため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第29号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市条例第 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

木更津市火災予防条例（昭和37年木更津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）の施行に伴い、及び住宅における火災の予防を推進するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第30号

権利（債権）の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

- | | |
|-------------|---|
| 1 債 権 の 種 類 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練等給付費返還金に係る債権 |
| 2 債 権 の 額 | 10, 560, 040円 |
| 3 債 権 の 者 | 法人 |
| 4 債権放棄の理由 | 債務者である当該法人の破産手続が終結し、本市には1, 008, 554円の配当があったが、残債権については、破産管財人が放棄した財産の換価によっても、債権回収の見込みがないため、債権を放棄する。 |

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく訓練等給付費返還金に係る債権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第31号

権利（債権）の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 債 権 の 種 類 木更津市金田駐車場使用料

2 債 権 額 350,000円

3 債 務 者 個人

4 債権放棄の理由 債務者が破産により免責許可の決定を受けており、債権回収の見込みがないため、債権を放棄する。

提案理由

木更津市金田駐車場使用料に係る債権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第32号

権利（債権）の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

令和8年2月2日提出

木更津市長 渡辺 芳邦

1 債 権 の 種 類 木更津駅前西口駐車場使用料

2 債 権 額 315, 400円

3 債 務 者 個人

4 債権放棄の理由 債務者が死亡し、相続人は相続放棄しており、かつ、債務者の財産の換価によっても、債権回収の見込みがないため、債権を放棄する。

提案理由

木更津駅前西口駐車場使用料に係る債権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。